

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 広報課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県 I C T 推進戦略	<p>(通しNo.34)滋賀県公式ホームページの更新 [事前の準備・進行管理の適切な執行] (広報課) 【指摘】</p> <p>ホームページの大規模リニューアルで、庁内各課での所管ページのリンクや掲載フレームの確認、各課ページの作成などの全庁的な作業を要する場合には、事前の十分な準備や関係者への周知を行った上で、専門性をもって進行管理を適切に行い、目的とする更新の完了を確認する必要がある。</p>	<p>令和2年度から、ホームページに関する事務のうち運用・保守事務の一部を情報政策課が分掌し、設計・調達事務の一部を情報政策課 I C T 企画室が分掌することとして、専門性をもった進行管理を行うこととした。</p> <p>【情報政策課の所管としたもの】 運用・保守事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページサーバの運用・保守事務に関すること ・ホームページサーバのセキュリティ対策に関すること ・ホームページのインターネット公開に関すること ・サーバ統合基盤の利用に関すること <p>【情報政策課（I C T 企画室）の所管としたもの】 設計・調達事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CMSの設計・調達事務に関すること（業務要件の検討および利用者支援に関することを除く） ・外部で作成されたサイトとの連携に関すること（ホームページへの移行に関する各課からの相談の対応） <p>※令和3年度の組織改編により、上記の「情報政策課（I C T 企画室）の所管としたもの」についても情報政策課の所管となっている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
情報システムの全体最適化	<p>(1) 中長期目線での意識改革〔既存の業務・制度の見直し〕（指摘）</p> <p>情報システムの全体最適化のためには、「既存の業務・制度を前提に情報システムを調達する」のではなく、「目的を達成するために、既存の業務・制度の見直しも含めて最適な情報システムを調達する」へと考え方を変革することが必要である。</p>	<p>業務・制度の見直しを含めた最適な情報システムの調達について、令和2年7月に策定した「令和3年度情報システム構築方針」において注意喚起するとともに、予算要求段階における情報システム計画審査およびシステム調達時の指導・助言を通じて、庁内各所属に対し取組の徹底を図っている。</p>
	<p>(2) 中長期目線での意識改革〔戦略的なICT人材の育成〕（指摘）</p> <p>情報システムの全体最適化を継続して実施するためには、県全体としての戦略的なICT人材の育成が必要である。</p>	<p>業務効率化を推進するために導入したツール・システムについて、その全庁的な利活用を促進するための講座を計4回開催した。今後も継続して各種ICTの利活用を促進するための講座を開催していく。また、開催した講座の内容は可能な限り動画形式で保存し、職員がいつでも自主学習できるようにコンテンツ化して提供するとともに、その活用を促すことにより、ICTリテラシーを組織的に向上させていく。</p>
	<p>(3) リスクベースでの情報セキュリティ対策の実施（指摘）</p> <p>情報セキュリティ対策が、システムやデータの情報セキュリティリスクとの関連付けが十分に行われておらず、リスクが十分に低減されていない可能性がある。まずは滋賀県が保持するシステムおよびデータの情報セキュリティリスクを評価した上で、当該評価結果に基づき、情報セキュリティ対策を実行することが必要である。</p>	<p>県が保有するシステムおよびデータについて、情報セキュリティのリスクアセスメント（各システム等に対するリスクの識別と分析、特定されたリスクの発生頻度や影響度の評価）を令和3年度を目途に情報政策課が実施することとし、実施方法を検討していく。リスクアセスメントの実施後は、各システム担当課において想定されるリスクへの対応方針を決定し、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策を実施する予定である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(4) 情報システムサーバ統合基盤の利活用の推進等について [取り組みの方針・ルールが明確になっていない] (指摘)</p> <p>サーバ統合基盤の利活用について、取り組みの方針や、移行における判断基準など、明文化したルールを策定する必要がある。また、情報システムをサーバ統合基盤へ移行する際の優先順位も明確にする必要がある。</p>	<p>サーバ統合基盤導入時に①県がサーバを保有・管理している、②独自サーバ整備コストよりも統合基盤利用コストのほうが安価、③定期点検等の計画停止に対応できるといった利用の条件を定め、利用希望があったシステム等の移行の可否を判断してきた。</p> <p>現在は、統合基盤のリソースの空き状況から新たなシステムの移行は予定していないが、今後、利用中のシステムが更新される際の利用継続の可否等を適切に決定できるよう、上記の利用方針を再度周知徹底する。</p>
	<p>(5) ファイルサーバの運用の推進等について [各所属の保有するデータの重要度に応じた共有フォルダ利用のルールが策定されていない] (指摘)</p> <p>例えば県民の個人情報や秘密情報等は情報セキュリティ面から共通事務端末には保存せず、共有フォルダに保存することを義務付ける必要がある。</p>	<p>県民の個人情報や秘密情報等の保護データ等は共通事務端末に保存しないように共通事務端末運用管理要領を改正し、令和2年2月17日から施行した。</p> <p>また、年に1度実施しているデータ整理チェックシートについて、共通事務端末に保存されている保護データ等はファイルサーバへ移動するように様式を改正した。</p>
	<p>(6) ファイルサーバの運用の推進等について [共通事務端末に保管されたデータの管理が十分には行われていない] (指摘)</p> <p>数百GBの業務データを共通事務端末に保存しているユーザもいるが、データのバックアップは利用者本人の意向に委ねられており、かつ、共通事務端末の記憶装置は暗号化されていない。そのため、共通事務端末の庁外への持出は原則禁止され、持出時には上司の承認が必要であるものの、持出中に共通事務端末の紛失・盗難が発生すると、どのようなデータを消失したかは不明であり、</p>	<p>共通事務端末にログオンするためには、ユーザ名、パスワードが必要であり、万が一、端末の紛失・盗難が発生した場合でも、端末内に保存されたデータは見られないようになっている。</p> <p>ただし、端末の内蔵ディスクを取り出せば、データが見られるようになることから、在宅勤務等で外部に持ち出す可能性のある端末については、内蔵ディスクの暗号化設定を行うように通知を行った。</p> <p>共通事務端末の紛失・盗難が発生した場合、どのようなデータを消失したか判明できるように、共通事務端末に保存されているデータをバックアップするツールを調達し、現在、動作、ネットワーク負荷の検証を行っている。共有フォルダ容量の増量等については、各所属が依頼することで可能なことから、当該内容を通知した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>かつ暗号化されていないことから情報が漏洩する可能性もある。そのようなリスクを踏まえて、共通事務端末の暗号化や、共有フォルダ容量の増量等の対応策を検討し、実施していく必要がある。</p> <p>(7) 電子申請システム（しがネット受付サービス）の利用の推進等について〔電子申請システム利用ルールが策定されていない〕（意見） 各部局向けに電子申請システムの説明会を実施する等の周知活動が行われているものの、最終的に電子申請システムを利用するか否かの判断は各部局に委ねられている。業務効率化、コストカットの両面からも、電子申請システム利用を推進すべきである。利用促進に向け、情報政策課が定める要件に合致する場合は原則として電子申請システムを利用するなど、一定の利用ルールを策定することが望ましい。</p> <p>(8) 電子申請システム（しがネット受付サービス）の利用の推進等について〔制度に踏み込んだ議論が十分に行われていない〕（意見） 平成30年度以降、本人確認手続きの簡素化に取り組んでいるが、多くの行政手続きでは制度上、未だに紙ベースでの書類作成が必要であり、電子申請システムの利用が許容されていない。制度変更も含めて検討し、県内で制度を変更できない場合は、必要に応じて制度設計見直しの働きかけをすることが望ましい。</p>	<p>システム説明会で利用の具体例を示し積極的な利用を促すとともに庁内掲示板でも定期的に利用推進のための周知を図る。 これまでの利用例を分析し、一定の分類を示すことにより利用のルールを示すことができるよう検討する。 令和3年度は新しい電子申請システムを導入するため、紙媒体の申請でなければならぬもの以外の行政手続きについて、説明会等を通じてオンライン化を図る。</p> <p>令和元年12月に改正された「デジタル手続法」では、手続のオンライン原則（デジタルファースト）、手続における添付書類の撤廃（ワンスオンリー）などの行政のデジタル化に関する基本原則や、申請者の本人確認や手数料納付のオンライン処理など、デジタル行政を推進するうえで必要な事項が定められたところであり、地方公共団体においても行政手続のオンライン原則は努力義務とされている。 手続の電子化については、行政手続簡素化の取組の一環として推進しているところであるが、今後更にオンライン手続の拡大を図るため、現状の制度設計の見直しも含めた対応を検討する。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(9) 情報システムのリスク評価の実施等について [全庁横断的な情報システムのリスク評価が実施されていない] (指摘)</p> <p>管理・運用する情報システムについて、全庁横断的な情報セキュリティのリスク評価が行われていない。リスク評価を実施しなければ、守るべき重要情報や、検討すべきリスクを網羅的に評価できず、優先的に対策を実施すべきシステムが特定できない。全庁横断的に適切なリスク評価を実施する必要がある。</p>	<p>県が保有するシステムについて、情報セキュリティのリスクアセスメント（各システムに対するリスクの識別と分析、特定されたリスクの発生頻度や影響度の評価）を、令和3年度を目途に情報政策課が実施することとし、リスクアセスメントの方針・ルールを作成に向けて検討していく。</p> <p>リスクアセスメントの実施後は、各システム担当課において想定されるリスクへの対応方針を決定し、現状のセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策が実施されるよう取組を推進する。</p>
	<p>(10) 情報システムのリスク評価の実施等について [情報セキュリティのリスク評価に応じた対応策が実施されていない] (指摘)</p> <p>情報セキュリティのリスク評価に応じた対応策が実施されていない。許容水準を超えるリスクのうち、高リスク領域には強力な管理策の施行およびリソースの優先的な投入が必要である。また、低リスク領域には一定程度のリスク低減策を講じ、効率的なリソース配分が必要である。また、一度評価したリスクおよびその対応策も、時間の経過と共に陳腐化するため、適切なタイミングで見直しを行う必要がある。</p>	<p>リスクアセスメントの実施後は、リスクアセスメントの方針・ルールに沿った対応方針により、各所属において、現状の情報システムとデータに対するセキュリティ対策の点検および見直しと、必要な対策が実施されるよう取組を推進する。</p> <p>また、リスクアセスメントの方針・ルールに基づき実施するセキュリティ対策については、最新の事例や知見を踏まえて定期的に見直しを行う。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(1 1) 調達事務一元化の適切性 [中長期計画が策定されていない] (指摘)</p> <p>本取り組みについて、中長期計画書が作成されていない。複数年計画の計画書を作成し、今後の取り組み範囲やスケジュールを決定することが必要である。</p>	<p>システム調達事務一元化の取組は、システムの新規開発、再構築等の調達（外部発注）について、システム所管部署の事務負担を軽減するとともに、システム調達のための適切な仕様書づくり等を通じた、適正で競争性の高い調達の実現によるコスト抑制の達成を目的としている。</p> <p>滋賀県行政経営方針2019実施計画の中で、新規、再構築が予定されるシステムの事務を移管・一元化する方針ならびに対象とする部局を順次拡大していくこととしているが、具体的な計画は、情報技術の進展や各システムの運用状況・所管部署の体制等を踏まえる必要があることから、毎年度、各部局から提出されるシステム企画書・システム計画書を元に、一元化の効果が発揮されるシステム調達を選定し、取り組んでいる。</p>
	<p>(1 2) 調達事務一元化の適切性 [対象部署が限定されている] (意見)</p> <p>現在対象としている情報システムは、情報政策課が属する総合企画部（旧：県民生活部）や総務部の所属が所管するシステムが対象となっている。情報システムの全体最適化を念頭に、すべての情報システムを検討の俎上に挙げ、調達業務を情報政策課への移管を判断することが望ましい。</p>	<p>前項で示すとおり、システム調達事務一元化の取組は、システム所管部署の事務負担を軽減するとともに、適正で競争性の高い調達を実現することを目的としている。</p> <p>このため、対象とするシステム調達の決定にあたっては、すべての情報システムを検討の俎上に挙げ、全体最適化の視点から目的の達成につながるシステムを選定することとしており、令和3年度については、総合企画部、総務部に加え、知事公室、文化スポーツ部、健康医療福祉部、農政水産部、土木交通部および教育委員会事務局のシステム調達も対象としている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(13) 調達事務一元化の適切性〔業務部門と情報政策部門間の役割分担が徹底されていない〕（指摘） 業務所管課と情報政策課で明確な職務分掌を定義しているものの、各業務所管課における理解度に差がある。各部局において本取組の目的および詳細が十分理解され、適切な運用が図れるよう、取り組みの周知徹底を行う必要がある。</p>	<p>調達事務一元化による業務の着手にあたっては、事前に業務所管課と情報政策課で各々の担当業務を確認・了解する打ち合わせを実施し、調達事務一元化の目的や効果と、これを実現するための両者の役割分担について再確認を行うことで、望ましい役割分担による適切な事務執行の徹底を図っている。</p>
	<p>(14) 調達事務一元化の適切性〔中長期的なICT人材の増員と育成〕（指摘） 情報政策課要員は、従来の業務に加えて本取組みに要する業務を実施することとなる。今後の範囲拡大に鑑み計画的な人的資源の投入・育成計画の検討が必要である。</p>	<p>滋賀県行政経営方針2019実施計画の中で、新規、再構築が予定されるシステムの事務を移管・一元化する方針ならびに対象とする部局を順次拡大していくこととしているが、具体的な計画は、情報技術の進展や各システムの運用状況・所管部署の体制等を踏まえる必要があることから、毎年度、各部局から提出されるシステム企画書・システム計画書を元に、一元化の効果が発揮されるシステム調達を選定し、取り組んでいる。 このため、各年度において、その実施に必要な情報政策課の要員体制の見積を行い、必要となる人員の確保に努めていく。</p>
	<p>(15) 情報システム調達における費用対効果の検証〔システム稼働後の検証の実効性に疑念がある〕（指摘） 予測した費用対効果をシステム稼働後に検証することなどを目的として実施される「情報システム開発・運用状況調査」の結果を確認すると、実績値の回答が適切ではないと思われる事例があり、調査が適切に行われていないとの疑念が生じる。システム稼働後の検証について、その実効性を改めて確認する必要がある。</p>	<p>システム所管課に対して、「情報システム開発・運用状況調査」の各項目に対する適切な回答を求めるとともに、回答内容の確認や不適切な回答の見直しを求めることにより、システム稼働後の適切な検証を行うために必要な情報の把握に努めている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(16) 情報システム調達における費用対効果に関する検証[出口戦略(稼働後検証の結果を受けた対応)が明確になっていない](指摘)</p> <p>システム稼働後に期待した効果が得られていない、または費用が見積り以上に発生している場合には、その改善を行うよう、情報政策課が業務所管課に指導・助言を行っているが、当該改善に対する業務所管課の責務が明確にされていない。</p> <p>なお、改善の実施が困難または改善効果が見込まれないシステムについては、その利用を停止することで、当該システムの費用を他のシステム調達に振り分けることが可能となるため、「システム企画書」および「システム計画書」において、システムの利用停止を判断すべき場合等を明確にさせるようにしておく必要がある。</p>	<p>システム所管課は、システム計画の策定の段階で想定する効果や目標が達成できないときや、見積以上の費用が発生しているときに、その改善に向けたシステムの効率性、信頼性、安全性等の確保・向上を図るための取組を最高デジタル責任者(情報政策課)から求められた場合は、これに応じる責務があることを「滋賀県情報処理規程」において明確化した。</p> <p>また、情報政策課は、システム計画の策定段階で設定された効果や目標の達成について疑義がある場合には、システム所管課に対して、計画実施によりこれらの効果等が達成できない場合の、システムの見直しや停止・廃止に対する方針についても検討し、計画に盛り込むよう求める予定である。</p>
滋賀県ICT推進戦略	<p>(17) ICT推進戦略実施計画に含まれている事業範囲の整理について(意見)</p> <p>「ICT推進戦略実施計画」は、戦略に基づき県が取り組む施策・事業の内容や目標等を明らかにしたものとして策定されているはずであるが、目的や取組内容がICTに関連するとは言い難いものがあり、戦略の対象事業として適切でないと思われるものもあった。対象事業の所管部署の事業についての考え方を十分にくみ取り、戦略の策定趣旨を踏まえて整理する必要がある。</p>	<p>令和3年度の「ICT推進戦略実施計画」の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(18) ICT推進戦略実施計画の対象事業における数値目標の設定について (指摘)</p> <p>平成30年度の実施計画では60事業が対象事業として選定されているが、そのうち13事業はそもそも目標値が未設定となっていた。</p> <p>また、数値目標として何らかの指標が設定されているものであっても、施策を実施する上での成果を示す指標としては適切とは言えないものもあった。県の施策として実施計画を策定する以上、その成果を検証することが可能となる適切な目標指標を設定する必要がある。</p>	<p>実施計画の策定にあたり、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討している。</p> <p>そのうえで、検討結果に基づく適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、各部局次長等で構成する「滋賀県デジタル社会推進本部」等を通じて、周知・徹底を図っていく予定である。</p>
	<p>(19) ICT推進戦略実施計画に関するPDCAの運用について (指摘)</p> <p>実施計画に基づく県の具体的な取り組み・目標については、「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」において、進捗管理・横展開をしていくとされている。平成30年度の実施計画の中には、状況の変化により事業休止や実績が大幅に減額となった事業があったが、当該会議の結果概要を確認しても、平成30年度の実施計画に係る評価について議論した内容は確認できず、その評価結果を受けて、翌年度以降の実施計画にどのようにその結果が活かされたのかが不明であった。県の施策として着実に実施していくこととしている以上、PDCAを効果的に回す仕組みを構築し、実効性ある運用を行う必要がある。</p>	<p>民間企業、大学等の有識者で構成する「滋賀県ICT推進懇話会」および「滋賀県情報化推進庁内連絡会議」が連携した実施計画のPDCAの仕組みを整備し、以下のとおり、令和2年度から運用を始めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月に実施した、各部局に対する実施計画の取組結果の調査において、計画通りに実施・進捗しなかった事業については、その理由や対処方針等についても確認のうえ、情報政策課において実施計画全体の総括を行った。 ・令和2年9月に開催した懇話会で上記総括を報告のうえ、各委員から意見や県事業の参考となる情報・提案等を聴取した。 ・総括および懇話会の意見等は、新たな事業の検討に向けた参考や実施計画策定にあたっての留意事項として、令和2年10月に開催した庁内連絡会議で共有し、次年度以降の計画策定に活かしていくこととした。

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 県民活動生活課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(27) 総合事務支援システム(文書管理機能)の更新・改修[施策を実施する上での適切な目標指標の設定](意見)</p> <p>本事業は総合事務支援システム(文書管理機能)の更新・改修事業であり、平成30年度の目標は更新に着手することとなっている。また、令和元年度の実施計画における目標は更新・運用開始となっている。</p> <p>この点、施策の目標としては、更新・改修されたシステムにより業務がどう改善するのか、といったことなどを設定すべきであり、更新することや運用を開始すること自体を目標とすることは妥当ではないと考えられる。</p> <p>したがって、施策を実施する上での適切な目標を設定することが望まれる。</p>	<p>意見を踏まえ、令和5年度に予定している次回以降の目標設定に当たっては改善等の具体的な内容を示すこととした。</p> <p>なお、本監査の対象である令和元年度における文書管理システム機能の更新・改修の主な目標は次の2点であったところ、事業は同年度中に完了し、いずれも達成できている。</p> <p>(1) システムのサーバの切り替えに対応し、公文書の作成、保存等を電磁的記録により行う基盤を引き続き運用できるようにすること。</p> <p>(2) 滋賀県公文書等の管理に関する条例の令和2年度からの施行に先立ち、同条例に基づく新たな公文書管理の仕組みを反映した機能の追加等の改修を行うことにより、歴史公文書の公文書館への移管、公文書の保存期限の設定方法の見直し、簿冊の編てつ方法や文書情報の公開方法の変更といった変更点に対応したシステムとすること。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(28) 総合事務支援システム(グループウェア機能)の更新[施策を実施する上での適切な目標指標の設定・明確化] (意見)</p> <p>本事業は総合事務支援システム(グループウェア機能)の更新事業であり、平成30年度の目標は更新に着手することとなっている。また、令和元年度の実施計画における目標は、開発、移行、運用開始となっている。当該事業の内容としては、現行グループウェアからの改善点等について職員アンケートを実施し、結果を機能要件に反映してシステムを発注することに加え、新グループウェアの運用に係る全庁的な説明会の実施、マスター整備等の膨大なパラメータ設定の実施が包含されているとのことである。しかし、実施計画その内容は明確ではなく、実績や評価としてもシステム更新に着手したことをもって目標達成とされているのみであり、システムの機能向上や、働き方改革やBCPの観点からの新しい機能導入という施策の目標に対して具体的に結果がどうだったのかが不明確である。したがって、施策を実施する上での適切な目標を設定し、それを明確にすることが望まれる。</p>	<p>意見を踏まえ、次回以降の目標設定に当たっては、具体的な改善等の内容を示すこととする。</p> <p>なお、今回のグループウェアの更新・改修の主な目標は次の3点であり、事業は令和元年度に完了し、いずれも達成できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) システムの機能向上として、使い勝手の向上およびメールボックスを増量した。 (2) 働き方改革の一環として、出向者等向け情報提供サイトを開設した。 (3) BCPの観点からバックアップサイトを構築し、グループウェアサーバの本番サイトがダウンしてもバックアップサイトで動作するようにした。

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(30) 産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業 [ICT推進戦略実施計画の対象事業として整理の必要性] (意見)</p> <p>産業人材育成・確保のグッドジョブプロジェクト事業の取組内容には、たしかにICTに関連するもの(企業情報サイト「WORKしが」による情報発信)もあるが、当該取り組みにかかる予算は当初予算22,149千円のうちの1,700千円であり、本事業の大半は上記委託事業の概要に記載のインターンシップの推進に関するものであることから、本事業の目的および取組内容からすれば、実施計画の対象事業として適当ではなかったと考えられる。ICT推進戦略の位置付けが曖昧になることから、実施計画の対象事業を整理することが望まれる。</p>	<p>令和3年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p>
	<p>(32) 学びの質を高める学校改善事業 [ICT推進戦略実施計画の対象事業としての検討適切な目標設定] (意見)</p> <p>学びの質を高める学校改善事業の目的は、小中学校教員の実践的指導力の向上を図るとともに、子どもたちの学びの質を高めるというものであり、取組内容も総合学力調査の委託であることから、本事業の目的および取組内容からすると、実施計画の対象事業として適当ではなく、対象事業の候補として挙げるべきではなかった。実施計画の対象事業とするかを十分検討した上で、対象事業とする場合には、適切な目標を設定することが望まれる。</p>	<p>令和3年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>なお、実施計画の策定にあたり、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討している。</p> <p>そのうえで、検討結果に基づく適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、各部局次長等で構成する「滋賀県デジタル社会推進本部」等を通じて、周知・徹底を図っていく予定である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(33) 学びをつなぐ幼小連携・接続推進事業 [ICT推進戦略実施計画の対象事業としての検討適切な目標設定] (意見)</p> <p>学びをつなぐ幼小連携・接続推進事業の目的は、幼児教育に対する意識調査を実施し、その結果を学ぶ力向上に向けて活用するというものであり、取組内容も幼児教育に対する意識調査であることから、本事業の目的および取組内容からすれば、実施計画の対象事業として適当ではなく、実施計画の対象事業の候補として挙げるべきではなかった。実施計画の対象事業とするかを十分検討した上で、対象事業とする場合には、適切な目標を設定することが望まれる。</p>	<p>令和3年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p> <p>なお、実施計画の策定にあたり、対象事業には成果検証のための適切な目標指標が設定されるよう、情報政策課において実施計画の対象事業の目的や内容を確認し、実施計画ではどのような指標で成果を検証すべきかを検討している。</p> <p>そのうえで、検討結果に基づく適切な目標の設定、進捗管理が各部局において行われるよう、各部局次長等で構成する「滋賀県デジタル社会推進本部」等を通じて、周知・徹底を図っていく予定である。</p>
	<p>(35) 産業育成のための情報基盤整備事業 [ICT推進戦略実施計画の対象事業として整理の必要性] (意見)</p> <p>産業育成のための情報基盤整備事業ではあるものの、事業目的は図書の整備による中小企業の創業および経営改善、新たな事業の創出支援であり、取組内容も図書の整備と出張展示である。また、数値目標としても図書の貸出回数であることから、本事業の目的および取組内容からすれば、実施計画の対象事業として適当ではなかったと考えられる。ICT推進戦略の位置付けが曖昧なることから、実施計画の対象事業を整理することが望まれる。</p>	<p>令和3年度の実施計画の策定にあたっては、事業所管部署の考え方を十分に確認したうえで、戦略の趣旨に合致する事業を選定するよう留意した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別情報システムの調達事務	<p>(36)システム計画書の数値目標の設定について(指摘)</p> <p>システム計画書には「目標評価(改善の内容)」として、金額効果(経済性)、時間効果(効率性)、定性的効果(創出・向上・改善)を記載する欄が設けられているが、効果の記載がないものや、効果の算出根拠に合理性が乏しく、目標としては不適切と言えるものがあった。これらの項目は、情報システムの必要性(「効果が明確であること」)を審査するに当たって必要な情報であり、記載が十分でない場合には審査における判断に影響する可能性も考えられる。システム計画書の提出が要請されている趣旨を改めて庁内全体に周知し、システム計画書を作成する関係所属に、計画する効果について目標たり得る数値を記載するよう求める必要がある。</p> <p>(37)目標数値に対する実績値の把握・検証について[システム稼働後の検証の実効性に疑念がある](指摘)</p> <p>予測した費用対効果をシステム稼働後に検証する「情報システム開発・運用状況調査」の結果を確認すると、実績値の回答が適切ではないと思われる事例があり、調査が適切に行われていないとの疑念が生じる。システム稼働後の検証について、その実効性を改めて確認する必要がある。</p>	<p>左記に対するその後の措置状況</p> <p>システム計画の立案にあたっては実施効果を適切に評価するための目標設定がされるよう、システム計画策定の全庁通知や説明会などを通じて、計画策定における効果目標設定の重要性について周知の徹底をさらに図っている。</p> <p>また、システム所管課の計画策定に対する助言や、提出された計画の事前審査などにおいて、計画の効果を適切に評価するための目標が設定されるよう指導している。</p> <p>システム所管課に対して、「情報システム開発・運用状況調査」の各項目に対する適切な回答を求めるとともに、回答内容の確認や不適切な回答の見直しを求めることにより、システム稼働後の適切な検証を行うために必要な情報の把握に努め、検証の実効性の確保を図っている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(38) 目標数値に対する実績値の把握・検証について「[出口戦略(稼働後検証の結果を受けた対応)が明確になっていない] (指摘)</p> <p>システム稼働後に期待した効果が得られていない、または費用が見積り以上に発生している場合には、その改善を行うよう、情報政策課が業務所管課に指導・助言を行っているが、当該改善に対する業務所管課の責務が明確にされていない。</p> <p>なお、改善の実施が困難または改善効果が見込まれないシステムについては、その利用を停止することで、当該システムの費用を他のシステム調達に振り分けることが可能となるため、「システム企画書」および「システム計画書」において、システムの利用停止を判断すべき場合等を明確にさせるようにしておく必要がある。</p>	<p>システム所管課は、システム計画の策定の段階で想定した効果や目標が達成できないときや、見積以上の費用が発生しているときに、その改善に向けたシステムの効率性、信頼性、安全性等の確保・向上を図るための取組を最高デジタル責任者(情報政策課)から求められた場合は、これに応じる責務があることを「滋賀県情報処理規程」において明確化した。</p> <p>また、情報政策課は、システム計画の策定段階で設定された効果や目標の達成について疑義がある場合には、システム所管課に対して、計画実施によりこれらの効果等が達成できない場合の、システムの見直しや停止・廃止に対する方針についても検討し、計画に盛り込むよう求める予定である。</p>
	<p>(39) 情報システム計画審査の実行性の担保について(指摘)</p> <p>情報システム計画審査に関しては、計画策定時の数値目標の設定やその実績値の把握・検証についての課題や、平成30年度の「WEBコンテンツマネジメントシステム」再構築のように、審査の結果に基づく適切な改善対応が図られていない事例があるなど、審査が有効に機能しているのか疑念を抱かせるような状況であった。情報システム計画審査は、最高情報責任者が付議する審査会で行われるものであり、情報システムの効率的かつ効果的な整備と維持管理の実施を担保する仕組みであることから、これらの課題については早急に改善し、有効に機能させる必要がある。</p>	<p>計画の数値目標に関する課題については、システム所管課の責務の明確化の検討や計画策定時等における確認等を徹底することにより、適切な効果目標の設定やシステム稼働後の検証の確保に努めている。</p> <p>また、計画審査および調達準備の段階で、実施にあたり対応・改善を要する課題が確認されたシステム計画については、情報政策課が、実施の状況を適宜チェックし、必要な指導・助言を行う仕組み(ルール、体制)を検討している。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(40) 毎年度変更が必要となるシステムの調達に係る評価項目の設定について (意見)</p> <p>情報システムの中には、国の基準が変更されるために毎年変更する必要があるシステムがある。変更にあたっての追加コストを使用者である県が負担することとなるが、当該システムを使用する団体が多いほど、システム使用団体当たりの追加コストが低くなる可能性がある。情報システムの調達にあたっては、システム変更コストを軽減するため当該システムの使用団体数を、評価項目の一つとして考慮することが望まれる。</p>	<p>システムの新規開発や再構築に係る計画の策定、調達仕様や調達方法の検討にあたっては、従来から、他の自治体で利用されているシステムを活用した効率的な実施ができないかを事前に検討するよう求めているところである。引き続き、システム所管課に対して、取組の徹底を求めるとともに、総合評価方式一般競争入札やプロポーザル方式随意契約による調達時の評価項目を検討する際に考慮するよう求める。</p>
	<p>(42) WEBコンテンツマネジメントシステム [情報システム計画審査の結果への対応を担保する仕組みの構築] (指摘)</p> <p>コンテンツマネジメントシステムのシステム計画審査では、スケジュールに関する不備が指摘されており、実施段階までに見直し・改善の余地があるという評価となっている。これに対し、システム所管課では一定の対応が図られたものの、計画の実施においてスケジュールに起因した不具合等が発生し、当該審査が有効に機能しているのか疑念を抱かせるような状況であった。</p> <p>情報システム計画審査は、情報システムの効率的かつ効果的な整備と維持管理の実施を担保する仕組みであることから、これらの課題について早急に改善し、有効に機能させる必要がある。</p>	<p>調達後のシステム設計、製造、テスト、データ移行等の業務が、システム所管課および受注事業者において、当初の仕様書に基づき適切に履行されない場合には、計画段階で構想されていた効率的かつ効果的なシステムの整備と維持管理の実施が担保できないことから、調達後の設計、製造等の業務についても、情報政策課が状況を適宜チェックし、必要な指導・助言を行うことができる仕組み (ルール、体制) を検討している。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 情報政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(43) 滋賀県電子入札システム [目標値の設定における現在の状況と比較した指標の設定] (指摘)</p> <p>本システム計画書の目標値には、開札時間を抑止する効果があるとの記載があった。この開札時間抑止効果について確認したところ、当該システムがない場合（手作業の場合）と比較しての開札時間抑止効果であるとのことであった。</p> <p>これは、本システム計画の目標値は入力必須項目であり、情報政策課からの「現在の状況と比較した指標を設定することが不可能な場合は、当システムの構築前と比較した指標を設定すること」との指示により設定したものとことであった。</p> <p>しかしながら、システム計画書における目標値の設定に当たっては、手作業の時代と比較して設定することは適切ではなく、システム更新前の状況と比較して効果があるのかどうかを検討するなど、計画する効果について目標たり得る数値を記載する必要がある。</p>	<p>システム計画の立案にあたっては実施効果を適切に評価するための目標設定がされるよう、システム計画策定の全庁通知や説明会などを通じて、計画策定における効果目標設定の重要性について周知を図っている。</p> <p>また、システム所管課の計画策定に対する助言や、提出された計画の事前審査などにおいて、計画の効果を適切に評価するための目標が設定されるよう指導している。</p> <p>なお、当該案件のように、OSのバージョンアップ等に伴うシステム更新であり、機能の追加や改善などのシステム効果の向上を伴わない計画において、どのように目標設定をするべきかについて考え方を整理することとしている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 人 事 課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県ICT推進戦略	<p>(25) サテライトオフィス等の拡充、労働時間の適正な把握のための取組について〔施策を実施する上での成果を示す適切な目標指標の設定、年度ごとの指標の設定〕（指摘）</p> <p>本事業は、多様な働き方が必要な職員が使う制度に関するものであり、数値目標があると義務感が出てしまい、制度の趣旨に馴染まないことから、ICT推進戦略実施計画では目標指標を設定していない。たしかに、利用実績に関する目標が設定されていると、その懸念が生じる可能性はあるが、環境を整備するという点では、目標を設定することは可能である。なお、在宅勤務およびサテライトオフィスの利用状況については、滋賀県行政経営方針2019実施計画において、単年度ごとの目標の記載はないものの、令和4年度までに実施者数を300人とする目標が設定されている。</p> <p>施策として実施する以上、適切な目標指標を設定する必要がある、当該目標指標は単年度ごとのものである必要がある。</p>	<p>令和2年度ICT推進戦略実施計画において、「実施者数150人」との単年度の目標設定を行った。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の一層の推進を図り、在宅勤務実施者数は、上半期で2,151人、下半期で966人と、目標を大きく上回る結果となった。</p> <p>また、サテライトオフィス勤務については、上半期で77人、下半期で29人が実施したところ。</p> <p>令和3年度においては、こうした昨年度の実績を踏まえるとともに、災害発生等の非常時に備えて、より多くの職員が日頃から在宅勤務に備えておくという観点から、同計画に「実施者数3,600人」との新たな単年度目標を設定している。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 私学・県立大学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県ICT推進戦略	<p>(29) 地域産業活性化・地方創生に向けた高度ICT人材育成事業について〔施策を実施する上での適切な目標指標の設定〕（意見）</p> <p>本事業は、高度ICT人材の育成を目的として滋賀県立大学にICT実践学座を開講するもので、平成30年度のICT推進戦略実施計画において、施策の目標設定を大学院副専攻修了者数においている。</p> <p>しかしながら、当該講座は平成30年度が開講初年度であり、2年間の履修期間があるため、1年目には修了者は確定しない。</p> <p>当該目標は単年度における目標設定にすべきであり、施策を実施する上で、成果を示す適切な目標指標を設定することが望まれる。</p>	<p>平成30年度の目標設定にあたっては、当該目標を定めた実施計画の根拠となる滋賀県ICT推進戦略が令和4年度までの計画期間であることや、人材育成を目的とした事業であることから、大学院副専攻修了者数を目標として、継続的に取組を進めようと意図したものである。</p> <p>開講2年目となる令和元年度以降は、毎年度、修了者が輩出されるため、当該指標による単年度の評価が可能であり、これらの取組を継続し、目標達成の成否を判断していく。</p> <p>なお、令和元年度の目標である修了者数15名に対して、修了した者は20名となっている。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 森林政策課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県ICT推進戦略	<p>(26) 森林現況把握システムの導入 [施策を実施する上で、成果を示す適切な目標を設定] (森林政策課) 【指摘】</p> <p>【結論】</p> <p>施策を実施する上で、成果を示す適切な目標を設定する必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>本事業では、ドローンを使用することにより、業務量の削減を図ることを目的としているが、ICT推進戦略の実施計画上の正式な目標は設定しておらず、目標達成の状況が不明確となっている。</p> <p>削減効果の差は災害の有無にも左右されるが、ドローンの使用による業務削減効果は災害調査以外の業務にも役立てることが見込まれるため、ドローン実績を調査し、適切な目標指標を設定した上で、利用研修や活用事例紹介などによってその使用を促すべきである。</p>	<p>施策の成果を示す上での目標を設定し、通常使用（災害調査を除く）でドローン利用時間を令和5年度に年間50時間とし、森林の施業集約化等に向けて、概ね500haの森林調査を行う。</p> <p>【目標値50時間（概ね500haの森林調査）に対する取組】</p> <p>平成30年度および令和元年度の平均実績約16時間に対して、令和2年度は約29時間であり、約400haの森林調査を行った。</p> <p>森林計画や森林経営を行う上で有用な情報収集をすることができ、木材生産や境界明確化の促進に寄与することが出来た。また、ドローンから得られた空撮映像によって、森林所有者に対して、施業集約化に向けた合意形成に役立った。</p> <p>今後も引き続き、ドローンの操作研修を行い一層の利活用を進めていく。また、情報処理を行う解析ソフトにより、空撮で得られた画像から面積や地形の把握等を行っていく。</p> <p>一方、利活用の進んでいない事務所には、利活用の進んでいる事務所から情報提供などを行っていくことで更なる活用を図る。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康寿命推進課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県 I C T 推進戦略</p>	<p>(23)遠隔病理診断事業[事業の策定における実施可能性の十分な検討] (意見)</p> <p>本事業では、4病院が新たに全県型遠隔病理診断ネットワークに参画することへの補助を計画していたが、支援実績は1病院にとどまった。実施計画の着実な実施のためには、計画の策定段階からその実施可能性を十分に検討することが望まれる。</p>	<p>全県型遠隔病理診断ネットワークの運営については病院事業庁が担っており、本事業は参画しようとする医療機関の機器整備について県が補助するものである。</p> <p>計画の策定時に4病院からネットワークへの参画意思を確認し計上したところであるが、今後は、病院事業庁とも連携しながら、新たに参画しようとする医療機関との協議の場を設けるなどにより、実施可能性を十分に検討していく。</p> <p>なお、令和2年度は、新たに参画意思を示す医療機関がなかったことから、本事業にかかる予算措置の検討は不要であった。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県ICT推進戦略</p>	<p>(24) 医療保険者保健事業推進事業[年度ごとの指標の設定](意見)</p> <p>本事業における数値目標としては、特定健診受診率を平成35年度（2023年度）までに70%以上にすることが定められている。これだけでは、年度ごとに実績値を把握しても、受診率の向上のために行っている対策が効果的なのかをチェックした上で、当該施策のPDCAサイクルを効果的に回すことが困難となることから、施策の数値目標は年度ごとに設定することが望まれる。</p>	<p>本事業の数値目標について、監査対象年度である平成30年度においては年度ごとの目標数値の設定していなかったが、平成31年3月策定の滋賀県基本構想実施計画（令和元年度から令和4年度）において、毎年度の数値目標を設定した。</p>

監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 商工政策課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>滋賀県ICT推進戦略</p>	<p>(No.20)</p> <p>(1) IoT活用イノベーション創出支援事業〔予算と実績との乖離に対する施策の着実かつ効果的な実施に向けた一層の取組（意見）〕</p> <p>当初予算に対して実績に乖離があることから、施策の着実かつ効果的な実施に向けたより一層の取り組みを行うことが望まれる。</p> <p>本事業では、補助金予算を35百万円として、交付決定は当初予算に近い金額で行った。1月時点で執行見込みを把握し、2月補正予算を組んで32百万円強に減額をされているが、実績は30百万円強となっている。</p> <p>最終的に執行残が生じていることから、交付申請の事業内容や積算額を精査し、適正な額を補助するよう、検討を図られたい。</p>	<p>本事業は、平成29年度から2年間の計画で実施したものであり、平成30年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する際には、執行見込みをより詳細に把握し、補正予算を組むことで、不用額の減少に努める。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 交通戦略課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県ICT推進戦略	<p>(No.21)自動運転技術の広報・啓発 [施策を実施する上での成果を示す適切な目標指標の設定] 【指摘】</p> <p>自動運転への理解、必要性の認識など社会受容性の向上等を目的として自動運転の実証実験やセミナーやフォーラムの開催を実施している。</p> <p>実証実験に関しては、一定の成果をあげていると考えられるが、セミナーやフォーラム等を開催する場合は、実証実験前後での社会受容性の変化など、施策を実施・検証する上での適切な目標を設定する必要がある。</p>	<p>指摘のセミナーについては、自動運転技術の動向や最新の取組状況等について、市町職員および交通事業者に紹介する目的で開催したものであり、その目的は達成されたものと考えている。</p> <p>昨年度は、コロナの影響により広く参加者を募るセミナーやフォーラムを開催することはできなかったが、今後の開催に当たっては、目的や趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な目標設定の検討を行う予定である。</p>
	<p>(No.22)バス運行表示機能整備事業 [事業の策定における実施可能性や実施方法の十分な検討] 【指摘】</p> <p>バス利用者の利用を促進するため、主要なバス拠点に案内表示機器の整備を実施することを計画していたが、設置位置、整備費用や維持管理費用の負担等について関係機関と折り合いがつかなかったため、実施は見送りとしている。議論の中では、バス拠点における案内表示機器を設置するよりも優先的にオープンデータでの検索を可能にするシステム構築を実施すべきとなり、これを次年度の計画としている。</p> <p>事前に協議が十分に出来ていれば当初の計画を見送るようなことにはならなかったと考えられるため、事業の策定には慎重な検討が必要である。</p>	<p>当該事業の計画策定に当たっては、市および交通事業者と設置場所や提供する情報の内容、事業費等について必要な調整を行い、合意を得られていたものの、事業に着手する段階で将来の維持管理費用の負担等について折り合いがつかず、やむを得ず見送ることとしたものであるが、現在は、オープンデータでの検索を可能にするシステム構築を優先的に実施している。</p> <p>今後、事業の計画策定に当たっては、より一層慎重に関係市町・事業者との協議・検討を行う。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 技術管理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別情報システムの調達事務</p>	<p>(No.44) 土木積算システム〔調達後のシステム変更費用を検討した上での調達先の決定〕（意見）</p> <p>滋賀県の土木積算システムの開発や運用保守を委託している業者のシステムを使用しているのは、滋賀県と滋賀県内の市町のみである。</p> <p>県としては、当該土木積算システムの使用団体が少ないことから、柔軟なカスタマイズが可能である等のメリットも有しているとのことである。しかし、国の積算基準が毎年改定され、それに合わせて実施するシステム変更は、使用する団体が多いほど、スケールメリットが働き、委託金額が低くなる可能性がある。</p> <p>したがって、毎年度変更が必要となる情報システムの調達に当たっては、システム変更コストを軽減するため、当該システムの利用者数を評価項目の一つとして考慮することが望まれる。</p>	<p>次期積算システムについては、令和5年度の運用開始を目指して、今年度にシステム構築業務を発注する予定である。</p> <p>使用団体数が多いシステムほど、保守費用などでスケールメリットが期待できることから、発注に当たっては、システムの使用団体数を評価項目の一つとした総合評価方式を採用する予定である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 高校教育課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
滋賀県 I C T 推 進 戦 略	<p>(31) 「学びの变革」推進プロジェクト[備品の各校分の一括購入の検討]について（意見）</p> <p>備品の購入に当たっては、各校分の一括購入により、調達に係る事務の効率化とコストダウンが可能かどうか検討することが望まれる。</p>	<p>タブレット端末等 I C T を活用した新たな学びを研究実践校にて行う「学びの变革」推進プロジェクトにおける備品購入は終了しているが、県立学校で使用する汎用性の高いタブレット端末と大型提示装置を令和 2 年度に一括調達した。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課・高校教育課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
個別情報システムの調達事務	<p>(41)複数の学校における一括調達の検討について (意見)</p> <p>同種の機器の調達については一括で行うことで調達に係る事務の効率化が図れるとともに、安く調達できる可能性があるため、機器については一括調達の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>令和2年度にGIGAスクール構想により県立中学校、県立特別支援学校(小学部・中学部)に整備した1人1台のタブレット端末および県立高等学校、県立特別支援学校(高等部)に整備したタブレット端末については、仕様書の統一ができるため、導入機種別に一括調達を実施した。</p> <p>今後も仕様が統一できる機器については、一括調達を実施する予定である。</p>

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 教育総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る 基 本 的 な 考 え 方 等
<p>個別情報システムの調達事務</p>	<p>(45)産業教育用コンピュータ[学校をまとめた調達の検討]について（意見）</p> <p>情報端末機器を学校単位で調達しているが、仕様内容等に応じて一定の学校をまとめて調達することによって、調達に係る事務の効率化とコストダウンが可能かどうか検討することが望まれる。</p>	<p>産業教育用コンピュータの一括調達について、関係業者や学校への聞き取りを行い、統一的な仕様書の作成および設置・設定作業も含めた事務量と経費の削減について検討した。</p> <p>聞き取り結果は「各校で実習の内容や求めている機器が異なっている」ことから統一した仕様の作成が困難であることや、「端末を接続するネットワークや設定は、学校により異なっており、これらの作業は端末をまとめて調達してもコストダウンにつながらない」等であったこと、また、学校や学科により異なる仕様の機器を一括で調達しようとする場合、学校が作成した仕様書を教育委員会で改めて作成し直すことが必要であるため、一括調達にはなじまず、必ずしも事務の効率化やコストダウンにはつながらないという検討結果であった。</p> <p>今後も産業教育用コンピュータの調達については、学校ごとに実施することとする。</p>